

託料等でございます。

次に、一二ページをお開きいただきたいと思います。

建設改良費の水道改良費でございますが、四千七百四十四円を計上いたしました。この主なものは、工事請負費として三千二百十円を計上し、その内容は、浄水場配水管、消火栓等の工事費でございます。備品購入費では、一千五百三十四円を計上いたしました。これは量水器及び自動車一台を購入しようとするものでございます。水道建設費では、四千九百二十四円を計上いたしました。この主なものは、職員人件費一名分と、委託料百二十四円、これは配水管新設工事の設計委託料、及び都道堀削復旧監督事務委託料でございます。それから工事請負費で四千二百四十四円を計上いたしました。これは、配水管新設工事として十一路線を予定しておりますものでございます。

以上、歳出合計は、五億一千六百六十四円でございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり

御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

、いもう、本案に対する質疑を行います。

○二十三番（関 米吉君） 一四ページの給与費明細書について教えていただきたいと思います。

私どもの理解が乏しいのか、一四ページの一番上の、

一般職総括でも、本年度の職員数二十九、前年度三十二、そ

れで、の一四ページの右の下の方に等級別職員数、片方は二十八、

片方は三十二、この一名の違ひというものは、ここにどういふ事情があるのか。

○総務部長（浅見裕康君） いまの御質問でございますけれども、当初予

算に対する職員数が二十九名で、それから、下の等級別職員数の合

計が二十八だと。この一名の差の御指摘だと思いますけれども、これは、

下は、記載のとおり、五十八年の一月一日現在の職員数でございます。

上の方は四月からの職員数ということで、実質的には一名増員と

いう形で、五十八年度は対応しようということでございます。

前年度は、余りにも減らし過ぎたということもございまして、若干、無

理があるようでございまして、申し訳ない次第でございすけれども、二十九人という形で五十八年度は実施したいというところでございす。

○六番（村尾栄次君） 私の開きたのは七ページの漏水調査委託料という件でございすけれども、これは建設委員会ではいろいろ討議されると思ひますので、私の方の、これについての質問でございすけれども、この漏水が非常に多いというところで、市の方で調査されて、非常に成果を上げてゐると。御努力がございすというところは、私も十分了承してゐますけれども、ただ、この漏水を調査して、それを工事する場合に、その負担金の問題、要するに、いままで市の指定業者が行つて来たものに対して漏水をしたと。そういうことで、その工事費の負担を、また市民に請求をすると、半分、半分だというところでございすけれども、そういう時点でしてゐるというところでございすけれども、一部の市民におきましては、市の指定業者がやつたことについて、そのとおりやつた上で、また漏水が起つたために、それについてまた負担金を取られるというところは納得でございすというふうな考への方もあられると聞つております。

そういうことでございすので、その点について、やはり一定の基準を設けて、市民に負担のかからないようにやつていく考へをお持ちなのかどうかというところが一つ。

それからもう一つ、水道工事店というのは、業者が市内にございすけれども、非常に、業者の中でいろんな声が私の耳に入ってくるわけでございすけれども、やはり、いろんな工事のミスとか、そういうものがあるようにもあつたし、そういうことがあつたわけでございすけれども、その点について、今まで注意がい何かとして、それを一応通達したというところもございすけれども、現在、それが非常に厳しく行われてゐるんだというところも聞つてゐるわけでございす。厳しくと言っても、いろんな程度があるわけでございすけれども、市の業者も、一応は市の市民の一人というところでございすので、市民あつての市でございすので、そういうことについて、厳しくするところとが市の行政ではあるかもしれませぬけれども、やはりそういうことを耳にしておりますので、これはやはり、指導、善導していくという方針を立てば、厳しくというところも一定の限界があるのではないかと、いふ

うに考えます。だから、そういうことでやては困ります。それで、そういうことで、一応、明快なる答弁というものは、これはただだけませんけれども、いさくも市の行政を行く上で、やはりそういうことで、市民の要望に、こたえられないような市政ではないかというふうに考えられる。その点を大きく言うわけではないけれども、そういうことについても一応、御答弁願います。

○建設部長（内田和雄君）漏水関係の工事費関係でございますが、宅地内の場合には、御負担をお願いしておりますが、宅地外につきましても、市民からのものはいたしてないと思っております。もし、自分の宅地内での漏水があった場合には、前の工事をしたときの問題もあろうかと思いますが、その分についてはいたして、業者の方にお願いとして、工事をしていって思いますが、道路上におきましては、市民に御負担をいただくというものはないかと思っております。

それから、業者の工事のミスの場合、厳しく、そういった注意をして、いるのではないかと、いうことでござりますが、いろいろ工事の中には、注意を

すれば事故に至らなかったものもあろうかと思っております。それから、古い管等で、図面等の位置が違つて事故も起すというものもござりますが、いろいろなケースがござりますが、やはり初步的な事故、これは注意すれば事故は起きなかったであろうというふうなものについては、私どもの方も厳しく注意して、と思しますが、これらの点も、やろうと思つて事故も起して、と思しますが、一度、二度、三度とありますと、やはり、かなりきつとも言われて、いる方もいらっしゃるかもしれません。今後また、こういうものも、私どもよく調べてみたいと思つた。

○六番（村尾栄次君）私の言つてゐることは、間違つてゐることを言つてゐるかもしれないけれども、第一に考えられることは、漏水についての負担金ですね、これは非常に制度が変わりまして、町の水道から市へ、市から都へとですから、これは非常に長年たつてから都の方へ移管したというこの事実でござりますが、しかし考えてみますと、漏水がなくなれば、漏水率が下がる人だから、結局、要するに都の収入になるのですから、長期的においては、これは絶対に欠損にはなまけはないんです。それを一部的

に市の方の住民に負担させるという事は、それはまずいんじゃないですか、これは長期的に考えて、早急に、都の方のあれでやっつけてしかるべきではなかと、私は思うんですけれども、まあ幾らでもなんだけれども、そのくらいのもは都の方に言て、やっつけたらいいんじゃないかと思ひんですが、ですからそれは前向きによく検討してください。

それと、もう一つの問題ですけれども、これは非常に人間的なものが絡むわけです。御覧のとおり、行政というのは人間がやることです。制度そのものだけではない、人間が間に介在してやっつけていくことです。だから、厳しくやるということでは事故がなくなるという事になります。そのパーセントが出ればいいです。厳しくやっただけに二名の事故率が一八、五、一五と、早く言えば、今度やります交通安全都市宣言ですか、都市宣言をすれば事故が減るんだという事になります。しかし、そうではないんです。やっぱり事故というのは起るときには起るんです。だから、結局、起ったものについては起らないようにしてあげなさいよという事が指導なんです。それを厳しくやればいいんだという事では

国の方でもそうなんです。国が減るときにそうなんです。厳しくし始めたらときには国は減ります。こゝろ、過去の中国の歴史からも、国は「苛斂誅求をする」という事になるとおかしな事になります。だから、そういう市の財政の上におきも、そういう事は事故がなくなるわけではない。だから、そういう面からいって、やっぱりそういう事でなく、うに善導をしていくというふうな事でなく、困るわけですから、その点については、お願いをします。これはお願いをします。こゝろ、ふりにやっただけなく、今後、私も十分見ていますから。なければ私の方ではおの方法を、できる限りやうに思ひます。そういう意味でその二つを、返答はいたしませんから、ひとつやっつけていただきたいと思います。以上でお願いします。

○議長（末次性男君）以上で質疑を終ります。

○二番（仲村清信君）この際、動議を提出いたします。

ただいま議題になっております、議案第二十三号については、建設委員会に付託されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

ただ、仲村清信君から、本案は建設委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決すことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第二十三号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十九 議案第二十四号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（建設部長 内田和雄君 登壇）

○建設部長（内田和雄君） 御指名をいただきましたので、議案第二十四号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

まず、市道第一二五四号線から、内容等について御説明申し

上げます。

この路線は、福生市水道第五水源の北側に位置して、市道幹二一四号線と同じく市道一〇八号線と結ぶ、幅員五メートル、延長九十九メートルの寄附道路で、寄附者は福生の六七五番地、佐藤正一氏であります。起点と、幹二一四号線に接する福生二二六六の三番地先、終点を、同じく市道一〇八号線に接した、同所二二六六の六番地先とした道路であります。

現在、市道一〇八号線は、幅員が三メートルと狭く、その上、拡幅、改良もむずかしい状態でありますので、本路線を設けることによって、ハイパスとしての効果が期待できるものであります。

次に、市道第一二五五号線について御説明申し上げます。

この路線は、東福保育園の東南に位置して、市道一〇五七号線と、市道一〇五三号線と結ぶ幅員四メートル、延長六十七メートルの寄附道路で、寄附者は志茂一四番地井上 氏であります。起点と、市道一〇五七号線に接する福生二二二二の六番

地先に、終点を市道一〇五三号線に接した同所二三二の五番地先とした道路であります。

この付近は、比較的に道路が少なく、その上、踏切閉鎖によりて行きどまりの道路もあり、不便を来す地域となっております状況でありますので、一本でも多く道路を設けることによりて利便が図られ、また、公共空間の確保にもなります。

つまりましては、二路線とも生活道路として環境を保全し、安全で良好な管理を行うため、道路法第八条の規定に基づき、市道第一二五四号線、並びに市道第三五五号線として認定しようにとするものでございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案とおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました、これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○二番（仲村清信君）

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題になっております議案第二十四号については、建設委員会に付託せんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

ただいま、仲村清信君から、本案は建設委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第二十四号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第二十 陳情第五十八号 優生保護

法の改正に反対する陳情書を議題といたします。

事務局として、陳情書の朗読をいたします。

（島田議事係長 朗読）

○議長（末次性男君） 朗読は終わりました。
本陳情書について御意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で意見を終わります。
陳情第五十八二号については、お手元に御配付の別紙付託表
のとおり、厚生委員会に付託いたします。

○議長（末次性男君） 日程第二十一 請願第五十八号 米韓合同
軍事演習の即時中止に関する請願書を議題といたします。
事務局として、請願書の朗読をいたします。

（島田議事係長 朗読）

○議長（末次性男君） 朗読は終わりました。

紹介議員 遠藤洋一君から、本趣旨の説明を求めます。

（十番 遠藤洋一君 登壇）

○十番（遠藤洋一君） 請願第五十八号 米韓合同軍事演

習の即時中止に関する請願の趣旨説明をいたします。

実は、今日の三月九日の十二時十分ごろにも、横田基地内におきまし
て、C141の車輪が二つ破裂をすることになり大きな事故が起ころうとす
るとし、一月の一日から始まりました。合同演習の最中にも、似のような
形の事故が大変にふえております。特に、今日の事故は多くの市
民の見ていた前で起りました。それからどのような形で市当局への報
告が、基地当局からなされるかわかりませんが、大変に、日常的に
危険な状態が続いていると思えます。

請願者の趣旨にもありますとおり、米韓合同演習一千人、ス
ピリットは、として八回目を数えております。本年は十九万一千人の
米韓の兵士が参加をするという、西側陣営では史上最大と言われ
ております大変に大きな演習です。二隻の航空母艦、そのうちの
一隻は、エンタープライズという原子力空母ですけれども参加をしまして、
沖縄や岩国のアメリカの海兵隊、ハワイの第二五軍という陸軍も
横田を経由いたしました。二月の半ばには韓国に入るといって、大変に大

規模な演習となります。

米韓合同演習につきましては、再三の一般質問や、毎年のことで御説明申し上げて多くは述べませんけれども、やはり、韓国での民主化と朝鮮の統一を妨害をする。二つの朝鮮の固定化、あるいは非常に戦争の挑発という点で、国際的には重要な問題であり、なおかつ世界の平和の問題から言っても、大変に私たちにとっては憂慮されるべきことである。

さて、市民の生活にとりふりに考えますと、これはさらに大きな問題になります。昨年のチームスピリットぬの最中ですけれども、私と一緒に反戦運動を続けております福生市民連合の調査でも、八十日間の最中には、五千八百回を超す離着が行われておりますし、戦闘基地ではありません、輸送基地ですということですから、三百六十回を超すような戦闘機や攻撃機の飛来というものが、この八十日間には行われております。本年の二月の一日から、私たちは連日基地の監視、調査活動を行っておりますけれども、たとえば二月の

二十八日、一日とありますが、日中で百四十回、そのうちC130の演習が、何と六十回を超すという大きな大変に多くの離着になります。二月の十日には、あてはならないと思いますが、自衛隊のC130が、輸送機とアメリカ軍のC130輸送機がニアミスを行っております。

こうしたわけで、たとえばミッドウェイの艦載機も、今回、一月の初めにたくさん飛来をいたしました。市としては抗議をしたわけですが、それでもほとんどは、米韓合同演習、チームスピリットの関連という、とで来ているようです。あるいは夜中のエンジンテスト、あるいは朝方、そういう形で、大変に騒音が激しい季節になっておりますし、同時に飛行回数が増えれば、ただ隊落の恐怖、あるいは危険というものが高まってくると思います。横田基地で行われております大変な演習は、世界のことというよりは、むしろわれわれ市民の生活に非常に重要な影響を与えます。なおかつ、そのことが世界の情勢によつて、あるいは日本の政府の動向によつて、この小さな町の小さな生活を営んでいる私たち市民の上に影響を及ぼすとなれば、大変に重要

な問題ではないかと思っております。

私は、紹介議員といたしました。この合同演習に對しまして、ぜひ議員の皆さんの御明察をもちまして、この軍事演習が一日も早く中止されるような反対の決議を上げていただきたいと思います。ここに趣旨説明を行いたいと思っております。ぜひ皆様の御意見をもちまして、この決議、請願者の心を組んでいただきたいと思います。

○議長（末次性男君）

以上で紹介者の趣旨説明は終わりました。

いよいよ本請願に對する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）

以上で質疑を終わります。

請願第五十八号に對しては、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

○議長（末次性男君）

日程第二十二

請願第五十八号

優生

保護法改正に反対する請願書を議題といたします。

事務局として請願書の朗読をいたします。

（島田議事係長 朗読）

○議長（末次性男君）

朗読は終わりました。

紹介議員原敏子君から、本趣旨の説明を求めます。

（十一番 原 敏子君 登壇）

○十一番（原敏子君）

請願第五十八号

優生保護法改正に反対

する請願書について、紹介議員を代表して趣旨説明をいたします。

この請願は、優生保護法の十四条一項四号から経済的理由を削除しないというものです。優生保護法改正の中身は、現在

認めている人工妊娠中絶の許可条件から経済的理由による中絶の項を削除しようというものです。もちろん、人工妊娠中絶は望ましいも

のではなく、安易な中絶は、母体を保護する上からも極力避けるべきです。しかし、一〇〇％安全で、有効な避妊の方法がない現在、経

済的理由による中絶を禁止することは、実情に合わないばかりか、非法なやみ中絶を増加させ、かえって母体を危険にさらす、とになり

かわません。

優生保護法の改正を進める側は、この理由として、日本は経済大
国になったのだから経済的理由による中絶を認めてゐるはふかしいと主
張してゐます。しかし、これほど現実を無視した話はありません。国
民の生活様式は大きく変化してしまつても、長らく不況で生活費や教
育費のために働く女性があつて続けてゐます。出産休暇や育児
休暇、産休明け保育所など、安心して子供を産み育てる条件
は、いまだ整備されてゐません。子供を産みたくてもそれができない
のか、経済大国日本に広がる現実です。年間六十万人近い人工
妊娠中絶の圧倒的多数が家庭の主婦で、それも三十代から四十代
にかけての女性が多い事實は、それを証明してゐます。

このようの中で、経済的理由を削除するならば、非合法の中絶
かふえ、妊婦の死亡率や母性破壊が進みます。子供を何人産む
とか、いつ産むかというにとつては、国が干渉したり法律で規制する
問題ではありません。このような現状を踏まえて、この請願が

採択されますようお願いいたします。簡単ですが趣旨説明いたします。

○議長（末次性男君）以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。

これより本請願に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）以上で質疑を終わります。

請願第五八二二号については、お手元に御配付の別紙付託表のとお
う厚生委員会に付託いたします。

○議長（末次性男君）日程第二十三 請願第五八二二号 優生保護

法の改正に反対する請願書を議題といたします。

○第二番（貫井喜代次君）いま議長から言にかけて、またこれを朗読とい
ふうなことになるうと思つたので手を挙げたわけです。

先ほど、五八二二の陳情で出されたものと、さきで出されてゐる請願
五八二三、内容は一文字の誤りもなく同一の内容でございます。したが
つて、陳情、請願の差はございません。また請願者、陳情